

指定介護予防訪問介護事業者

代表者 様

指定介護予防支援事業者

代表者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室

高年介護課長

月途中で要支援状態区分が変更となった利用者に係る 介護予防訪問介護費の算定について（通知）

平素は、本市介護保険事業の円滑な推進に格段の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、介護予防訪問介護費については「月途中で要支援状態区分が変更となった場合についても、日割り計算により、それぞれの単位数を算定するものとする。」（「指定介護予防サービスの介護報酬の通則」届出手続の運用（平成18年3月17日 老計発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号 別紙1第1）1（5））とされ、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」（平成24年3月16日厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課 事務連絡）において、具体的な費用算定の方法が示されているところです。

しかし、このとおりに算定した場合、介護予防訪問介護費 又は のサービス提供を受けていた要支援者が月途中で要支援状態区分が変更となって以降も、同じサービス提供を受けた場合において、月額報酬額に比べ、算定月によって算定する介護報酬が増減することとなります。

このように、月途中で要支援状態区分が変更した場合で、サービス内容に変更がないにも関わらず、「日割り」計算することにより、算定される介護報酬に変動が生じることは不合理であると考えられるため、本市においては、こうした事例の場合においては、当該月の介護報酬は「日割り」ではなく、「月額」の定額報酬額で算定することが適切であると判断しました。

つきましては、平成26年4月1日以降において下記事例のとおり取り扱うことについて、ご協力をお願いします。また、当該取扱いについて貴事業所所属職員への周知も併せてお願いします。

（例）月途中で、例えば10日に要支援1から要支援2に状態区分が変更となったが、サービス内容が変わらず、介護予防訪問介護費 を算定する場合、月額報酬で算定する。

介護予防訪問介護費

（月額）1,220 単位

（日割り（10月））40 単位 × 9 日 + 40 単位 × 22 日 = 1,240 単位

（日割り（11月））40 単位 × 9 日 + 40 単位 × 21 日 = 1,200 単位

算定月により報酬額が増減するため、月額報酬で算定すること。

お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課

事業者支援担当 鎌田

072 - 958 - 1111 内線 1352

fax 072 - 950 - 2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.lg.jp